

静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月29日

静岡県知事 川勝平太

静岡県条例第10号

静岡県職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

静岡県職員の育児休業等に関する条例（平成4年静岡県条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（人事委員会規則で定める非常勤職員を除く。）</p> <p><u>ア 任命権者が同一である職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である非常勤職員</u></p> <p><u>イ</u> その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日までの間に、任期が満了し、かつ、<u>特定職</u>に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p><u>ウ</u> (略)</p> <p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 非常勤職員が養育する子について、当該非常勤職員の配偶者が、当該子の1歳に達する日（次号において「1歳到達日」という。）以前のいずれかの日において育児休業をしている場合（人事委員会規則で定める場合を除く。）当該子が1歳2か月に達する日又は人事委員会規則で定める日のいずれ</p>	<p>(育児休業をすることができない職員)</p> <p>第2条 法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 育児休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（人事委員会規則で定める非常勤職員を除く。）</p> <p><u>ア</u> その養育する子（法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日までの間に、任期が満了し、かつ、<u>任命権者が同一である職</u>に引き続き採用されないことが明らかである非常勤職員以外の非常勤職員</p> <p><u>イ</u> (略)</p> <p>(法第2条第1項の条例で定める日)</p> <p>第2条の3 法第2条第1項の条例で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める日とする。</p> <p>(1) 非常勤職員が養育する子について、当該非常勤職員の配偶者（<u>届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。</u>以下同じ。）が、当該子の1歳に達する日（次号において「1歳到達日」という。）以前のいずれかの日において育児休業をしている場合（人事委員会規則で定める場合を</p>

れか早い日

(2)・(3) (略)

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第2号に掲げる場合に該当すること。

(8) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第24条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を除く。）

ア 第2条第3号アの非常勤職員

イ 第2条第3号ウの非常勤職員

ウ (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第27条 (略)

除く。) 当該子が1歳2か月に達する日又は人事委員会規則で定める日のいずれか早い日

(2)・(3) (略)

(法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情)

第3条 法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情は、次に掲げる事情とする。

(1)～(6) (略)

(7) 第2条の3第2号に掲げる場合に該当すること又は第2条の4各号のいずれにも該当すること。

(8) (略)

(部分休業をすることができない職員)

第24条 法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。

(1) (略)

(2) 部分休業（法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）の承認の請求の際、次のいずれにも該当する非常勤職員以外の非常勤職員（短時間勤務職員（地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める職員をいう。以下同じ。）を除く。）

ア 第2条第3号アの非常勤職員

イ (略)

(部分休業の承認の取消事由)

第27条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第28条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとも

(人事委員会規則への委任)

第28条 (略)

に、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第29条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施
- (2) 育児休業に関する相談体制の整備
- (3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(人事委員会規則への委任)

第30条 (略)

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。